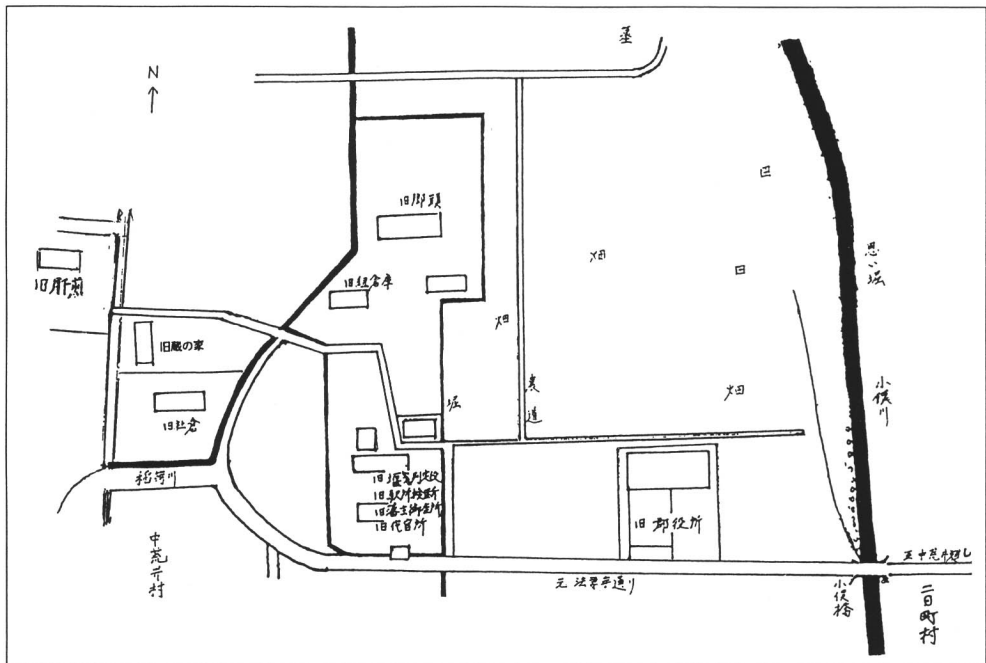


なお、天明八年の機構改革では、前頁の表に示すように組ごとの代官所は廃止されて、二組に一つの代官所とされた。また郷頭の権限を縮小し、代官が直接農民を支配する体制を作った。さらに老百姓も廃され郷頭が置かれた。また岩崎堰（思鑿堀）や麻生堀並びに大川及び各河川の管理のため、中荒井村に代官所が置かれ、その下に堰戈判定役と堰守肝煎二名が置かれた。さらにその他の役員として、宿駅の秩序維持や郷頭代理の権限を持つ駅所検断並びに五職役銭や判銭取立てのための下計人などいろいろな役人が置かれた。なお郷頭はじめ地方三役等に対する「万勤方の覚<sup>よろめがた、おぼえ</sup>」を出して村役人の職務を定めた。下図は江戸時代の行政の中心地である中荒井組中荒井村における、当時の各役職家の配置を示すものである。



江戸時代の行政の中心地 中荒井村東部見取図